

160-参-厚生労働委員会-1号 平成16年08月05日

※年金問題、労働局不正経理事件、年金事業事務費特例等について質問

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

あの六月三日の強行採決以降初めて質問に立たせていただくことになるわけでございます。こちらに立ちますと二か月前のことが思い出されるわけでございます。大変暑い夏を経たわけでございますけれども、人もいささか人事で替わられたところもございまして、本質は変わってないと思うわけでございます。そこで、あのときのことをちょっと、大臣に通告はしておりませんが、御感想あるいはそれを踏まえての御対処、お聞きしておきたいと思うわけでございます。

まず、あのとき、六月三日の三時過ぎでございましたけれども、強行採決ございました。大臣もおられました。総理大臣も御出席でございました。あの中で一方的に審議打ち切りと。西川さんを始めとする、また社民党、共産党の方の質疑を残したまま強行な採決が行われたわけでございますけれども、あの事態、大臣どのようにごらんになったか改めてお聞きしたいと思います。

○国務大臣（坂口力君） 国会でお願いをいたしておりますことは国会にゆだねて皆さん方をお願いをする以外にないわけでございます。しかし、年金という大事な問題でございますし、参議院におきましては非常に本質的な御議論もいただいたというふうに思っている次第でございます。そのことにつきましては私は非常に感謝を申し上げているわけですが、参議院選挙という日程もあり、限られたこの国会の中で議論をしていただきまして、そうした中で、やはりおのずからそこには限界というものがあってああいう形になったというふうに私も理解をいたしておりますが、いずれにいたしましても、国会の中でお進めをいただきましたことに対して、我々といたしましては御議論をいただきましたことを含めて感謝を申し上げている次第でございます。

○辻泰弘君 先ほど御質問ございましたように、その後四十か所の訂正ということがあったわけですが、それらのことを思いますときに、逐条審議も含めてもっとも時間を掛けて法案の審議をして、これからの年金制度の改革に取り組むべきだったと思うわけでございますけれども、時間はあれで十分だったと、このように思っているのでしょうか。

○国務大臣（坂口力君） 医療保険にいたしましても年金にいたしましても、これは限られた時間の中で御議論をいただかなければならないわけでございますし、そのことについては私は議員の皆様方も御理解をいただけるのではないかとこのように思いますが、しか

し、この提出をさしていただきました私たちと、そしてそれに反対をされる皆さん方とは立場が違いますし、またお気持ちも違うのであろうというふうに思っておりますが、本質的な議論はかなりしていただいたというふうに私は受け取っておる次第でございます。

○辻泰弘君 参議院選挙で年金改革がテーマとなって、結果として私どもが躍進をさせていただいたという中で、やはり年金制度の抜本改革やり直し、白紙撤回ということが国民の民意であったというふうに私ども受け止めるわけですが、このような民意をどのように受け止めてこれからの年金制度改革に当たられるのか。本当は白紙撤回からというふうに私は思いますけれども、大臣のお立場でも、その民意をどう受け止めて対処されるのか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣（坂口力君） 前回の国会におきましてもいろいろ御議論をしていただきましたが、その中で、具体的な問題は別にいたしまして、大きな流れとして、私は、一つはこの負担の在り方というものが私は大きな議題になったというふうに思っております。

負担の在り方、それはいわゆる保険料という形でどこまで負担をするのか、税という形でそれをどう補うのか、いわゆる年金の姿形というものをこれからどうするかという議論があります半面におきまして、その負担の在り方というものが大きな課題になったというふうに思っております。

したがって、これから先のこの年金を取り巻きます状況、これは年金だけではなくて社会保障全体の中でこの負担というもの、負担と給付あるいはサービスというものをどう考えていくか、年金の中にどれだけ税というものが投入できるのかと。それにはやはり限界もあるだろう、国民の皆さん方が御負担をしていただく限界もあるでしょうし、そうしたことを十分にお話し合いをして、そしてそこを決定していくということが一番私はこれから先大事になるのではないかとこのように思っている次第でございます。

もちろん、制度の一元化の問題でございますとか、皆さんが御主張になっておりますような問題もございますし、この委員会におきまして山本議員からも前国会において提案をされましたような行き方というのは、私は、一つの考え方としてお互いに議論をしていて、合意も不可能ではない、可能ではないかという気もしてあのときにお聞かせをいただいたわけございまして、そうしたこれからの年金制度の在り方というものも議論になることだろうというふうに思っております。

○辻泰弘君 今、大臣は、先般の参議院選挙における民意というものを、結局、負担だとかサービスとかそういうことに焦点を当てておっしゃったわけですがけれども、しかし、それは私は、本質をたがえているというふうに私は思います。

そこで、国民の皆さん方が必ずしもおっしゃったように正確にすべてを承知された上でのことであったかどうかというのは、そこはある程度疑問があるかもしれませんが、しかし本質は、やはり抜本改革をした上で負担、給付を考えると。現行制度の温存の中で、小手先の財政の帳じり合わせでは駄目だということがやはり民意の本質であったのではない

かと私は思うんです。

その点について、大臣、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣（坂口力君）　そこは、先ほど申しましたとおり、負担と給付の在り方、これをどうするかという、どういう制度にいたしましても結局はそこに戻ってくるわけであり
ます。

ですから、この少子高齢社会の中で、これは岡田代表も言っておみえになりますが、この負担と給付というものを考えたときに、少子高齢化の中でやはり負担が増えていくこと、そして給付の方が若干下がっていくこと、そのことに対しては私は国民の皆さん方もある程度御理解をいただいているのではないかというふうに思っております。

しかし、そうした総論の中で、今後どういう制度を構築をしていくかという問題はあり得る、更に検討をすべき問題はあり得ると私も思っておりますけれども、しかし、その一番の根幹のところ、そこにつきましてはある程度御理解をいただいていると私は理解をいたしております。

○辻泰弘君　ここは見解の分かれるところだと思いますけれども、私どもは、やはり制度の基本が温存されている、その中での負担増、給付減、その一方的なやり方、これについてのノーの意思表示だったと私は思っているわけでございます。その点は見解を異にするところかもしれませんが、本質的な部分だろうと思います。

じゃ、一つお聞きしますけれども、その後、十五年の合計特殊出生率一・三二が一・二九に低下したということがあったわけですが、そういうことも含めて今でも百年安心の年金制度だとおっしゃるのでしょうか。

○国務大臣（坂口力君）　ここは見解の相違かも分かりません。今まで年金制度は五年ごとに再計算をし、五年ごとにいろいろと変えてまいりました。このことに対して国民の皆さん方の反発があったことも実は事実でございまして、五年ごとに変えられてはたまらない、もう少し長期的な展望の中で考えてほしいと、こういうお話があったことも事実でござい
ます。

そうした中で、我々は、五十年、百年という、なかなか長くなればなるほどそれに対して予測というものは難しくなりますけれども、しかし、現在でき得る、可能性のあるものをすべて駆使しながら、そうした長期的な展望の中でこの年金制度を維持していくためにはどういう体制でやっていけばいいかと、そういう立場で我々は作り上げたわけござい
まして、そのことに対しては、私はそれで良かったのではないかというふうに思っております。

○辻泰弘君　年金制度改革で大臣と根本的に意見を異にするのはやはり一元化の部分でござい
ます。坂口大臣のお考え、ごもっともだと思うときもよくあるんですが、このことについては非常に私は今までの中で一番違っているとつくづく思うわけでござい
ます。

すなわち、すぐにできないというのは、それは私どもよく分かっておりますけれども、しかし、やはりあるべき姿として一元化という、どのような職業にあらうとも、同じ制度の体系の中に国民があるという形がやはりあるべき姿ではないかと。このような見地から、それに向けて歩み出そうじゃないかと、こういうことを私ども言っているわけですけども、大臣は被用者年金と国民年金はそもそもやはり違うんだと、その部分はやはり融合できないといいますか、一元化には至らないといいますか、そのことを追っ掛けはしないというところに帰するのではないかと思うんです。

その部分、改めてお聞きしますけれども、一元化というものがやっぱりあるべき姿で、将来追求すべきテーマであるというふうにお考えなのかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

○国務大臣（坂口力君） 民主党さんの方が提案になっている一元化というものの、更に詳細にどういう姿なのかということはまだ私は十分に分かっておりません。しかし、いわゆるスウェーデン方式と申しますか、スウェーデンがやっておりますものを、あれを見本とした、手本とした一元化法というのには私は少し反対でございます。

なぜなら、いわゆる世代間でこれは支え合いを年金というのはしていかなければならぬいわけでございます。世代と世代の間で支え合っていく。次の若い人たちに我々の世代を支えていただかなきゃならない。我々はまた現在の高齢者を支えている。世代間でこれ支えているわけでありますから、私は、同じ世代の中でも支え合う所得再配分機能がなければならぬと私は考えております。そこが、いわゆるスウェーデン方式の中では、所得の多かった人はたくさん年金をもらえる、中堅サラリーマンは年金が下がる、こういうふうにならざるを得ないという、そこが私はなかなか承服し難いところでありまして、その点をどうするかということだろうというふうに思っております。

したがいまして、私は、一元化ということ、そのことに反対をしているわけではございません。日本式の一元化とは何かということについて皆さん方で、各党間で話し合いをさせていただくということであるならば、私はそれに喜んで参加をさせていただきたいと思っております。

○辻泰弘君 ちょっと今のは民主党のやつのスウェーデン方式というのと付けておられるわけですけども、根本的には一元化のことでございますから、厚年と国年と共済年金の統合一元化と、この意味ですからね。昭和五十九年の閣議決定もそれを目指していたと。昭和七十年、平成七年にやるんだと。それは、当初の意図は全的統一だと思いますけれども、そのことの部分ですから、それ以後、プラスのアルファの部分はまた別の話ですよ。制度として一元化するかどうかのことですね。ですから、その部分をどうお考えになるのかと、この部分なんです。

ですから、今、大臣はそのこと自体は否定していないとおっしゃったわけですね。ということは、被用者年金と国民年金との統合ということがやはり一つの将来の理想といいますか、あるべき姿だとお考えだということと理解していいでしょうか。

○国務大臣（坂口力君） 先ほども申しましたとおり、山本議員から提案のありました、いわゆるこの一階部分のところをどう改革をしていくかといったようなことが前提条件になって、そうしたことを積み上げていくという方式であれば、私は一つの方法ではないかというふうに思っているわけでありまして、そうした意味で、今後よく議論をさせていただきたいというふうに思っております。

○辻泰弘君 午前中の質疑、もう少しちょっとだけ続けさせていただきたいと思うんですけども、先ほど山本議員に対して、大臣、四十か所訂正のときに、指摘は受け止めるというふうにおっしゃったわけなんですね。

指摘を受け止めるというのは、もうそれで終わり。御自身に対する給与カットでございましたか、何か処分といいますか、そういうことをなされたわけですか。それで終わりということでしょうか。

○国務大臣（坂口力君） 二か月間の給与カットを自分にも命じましたし、それなりに職員に対しましても処分をいたしました。

これは、処分をした、しないということを別にいたしまして、間違っただということに対しましては心からおわびを申し上げているわけでありまして、これからこういうことが起こらないようにどうしていくかということを考えなければいけないというふうに思っております。

私は職員だけを責めているわけではございません。と申しますのは、この年金制度を最終的に決定をいたしましてからその法案を作成をし終わりますまでの時間が余りにも短過ぎた。大きな法案でありますだけに、やはりそれだけの時間を与えなければならなかった、そこは私自身の責任であるというふうに思っております。私自身に対しましても二か月カットという、そういう姿勢を取らせていただいた、こういうことでございます。

○辻泰弘君 そのことについて、極めて不十分だと私は思っておりますけれども、午前中、時間が来ておりますので、午後に質問を譲らせていただきたいと思います。

○委員長（国井正幸君） 午前の質疑はこの程度とし、午後二時十分再開いたします。

午後零時二分休憩

—————・—————

午後二時十分開会

○委員長（国井正幸君） ただいまから厚生労働委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、社会保障及び労働問題等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○辻泰弘君 午前中に引き続きまして、質問させていただきます。

午前中のことで申し上げておきたいと思えますことは、やはり一元化だけではございませんけれども、やはり考え方いろいろあるとも、年金制度のあるべき姿、理想というものを描いて、それに向けて改革をしていく、そのことがまず第一義であると、こういうことが国民の皆さんの意見でもあったと思えますし、私どもの思いでございます。その結果としての形がそれぞれの主張があるかと思えますけれども、まずそこが大事だろうと、このことを申し上げておきたい。すなわち、これまでの政府の姿勢というものが理想が欠けているんじゃないか、理想追求の姿勢が欠けているんじゃないかと、このことを御指摘申し上げておきたいと思えます。

それと、四十か所の訂正のことございましたけれども、これまでの、先ほどの山本さんの御説明もございましたように、訂正があったとしても一か所、二か所、三か所程度のこととございました。そういう中での四十か所の訂正というものは極めて大きなことで、やはり本来、法改正があつてしかるべきであつたと。そういう意味におきまして、直接的には事務方の責任ということになるかもしれませんが、やはり私は、帰するところ、大臣御自身の責任に帰すべきものではなかったかと、このように私は思ひまして、そのような意味で、しかるべき対処というものがあつてよかつたんじゃないかと、このように私は思っているところでございます。まずそのことを御指摘申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

さて、私、四月の、失礼しました、五月の十一日に例の広島労働局等の質問をさせていただいたところでございます。それで、選挙も終わりました七月二十七日でございましたか、それに関しての判決が広島地裁でございました。

そのときの裁判官の指摘というものがどうだったかと申しますと、不正経理について、担当するポストを設置し、組織内で長年反復継続されてきた慣行だったと、このように指摘をし、正に不正経理が広島労働局内で組織的に行われてきたと、このように指摘しております。そしてその上で、本件に関与した他の者がほとんどさしたる制裁を受けていない、その中で懲戒免職になった被告らだけを重く罰することは酷だと、このようなことを明確に裁判官がおっしゃっているわけとしまして、そういう意味で、これは、私が御質問申し上げましたときに、大臣は、組織的にも行われているということになれば、それはもう大変なこととございます、もし仮にそういう事実があるならば、これはもう労働省、旧労働省全体の大きな問題とございますと、こういうふうにおっしゃっていたわけとございます。

私は、まずここで、そもそも、ほとんどがさしたる制裁を受けていないと、このように裁判官が指摘しているこのことについて処分の再検討があつてしかるべきではないかと思ふんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣（坂口力君） 七月二十七日に広島地裁判決におきまして今、先生が御指摘のようなそうしたことが指摘をされておりましたことはそのとおりとしまして、過去におきまして何年かにわたりましてそうしたことが一つの慣習のような形になっていた。誠に残念なことであり、申し訳ないことだというふうに思っている次第でございます。

したがって、この三名でございますけれども、三名はそのお金を自分の懐に入れていたといったようなことで処分をしたわけでございます、しかし、それにとどまりませず、そのときの上司、そうした者につきましてもそれぞれの処分を行ったところでございます。

御指摘をいただきましたことを真摯に受け止めて、これから改善に努めていきたいと思っております。

○辻泰弘君 そうすると、ここで本件に関与した他の者はほとんどがさしたる制裁を受けていないという指摘になっているんですが、このことを受けても別に変えることはないということですね。

○国務大臣（坂口力君） 直接やっていた人間ではなくてその上司であった人もそれなりの処分をしたつもりでございますが、解雇というところまではいたしておりません。

○辻泰弘君 それも極めて不十分だと思いますけれども、もう一つ、私が御質問申し上げましたときに他の九県にもかかわることがあったわけでございます。そのことを含めて大臣は、全県そうしたことを調査して報告をしたいと、このようにおっしゃっているわけなんですが、このことについて御報告はまだいただいていないと思うんですけれども、いっしょ調べて御報告いただけるのでしょうか。

○国務大臣（坂口力君） もう一つ、これは労働省の元課長が広島局外九局の職員等から借金を行った事件について問題があるという御指摘を受けたというふうに記憶をいたしております。

この件につきましても、その後調査を進めているところでございまして、かなり全貌は明らかになってきているというふうに思います。

現在、労働省の元課長に対しましては、事実関係について確認を行っているところでございますが、速やかにこれ結論出したいというふうに思っておりますし、この九県のみならず、これは九県ということになっておりますけれども、九県以外のところにもなかったかどうかということも併せて調査をするように命じてあるところでございます。

○辻泰弘君 そのことも調査していただいて、会計監査のことも前私申しましたけれども、いずれにしても極めて根が深いというふうな感じがいたしております、当面の小手先の対応で抜本的な改善にはつながらないんじゃないかと率直に言って思っておりますけれども、まずはその報告を受けてしっかりと御対処いただくように申し上げておきたいと思っております。

それから、午前中の質問にもございましたけれども、最近出ております国保のいわゆる補助金の還流というようなことについてですが、記者会見でおっしゃっているように、監修料について調査をする、本省並びに社会保険庁全部を含めて調査をするということをお

っしゃっていたと思うんです。それと、補助金事業と関係ないものについても監修料については調査すると、こういうふうにおっしゃっていると思うんですが、そう理解していいですか。

○国務大臣（坂口力君） そのように理解していただいて結構でございます。

○辻泰弘君 それで、私、いろいろポイントがあると思うんですけども、やはり一つは、大きな大事なところは、結局、局なり課なりにプールしているという、この問題ですね。その指摘の部分ですね。結局そのことが温床になっているんじゃないかと、このように思うわけです。

五月十一日のときも私もその点質問をさせていただいて、当時の保険局長が、組織的にプールしているというものではないということをおっしゃりながらも、プール自体は否定されていない。「決してやはり組織的なものではない」と、こういう言い方をされているわけでございます。個人的な夜食代やタクシー代に使ったと、そういうことはおっしゃっている。すなわち任意的な個人の拠出に基づいているんだと、こういうふうな位置付けになっているのかもしれませんが、しかし、いずれにしても、そもそも監修というのはその業務に付随して起こっているということございまして、そこにいなければ多分そんな要請は来ないわけでありますから、そういう意味では、まあある意味ではそういうことであつたとしても、組織的と言わざるを得ないと思うんです。

ですから、その調査の対象に、やはりそのプールされているプールというものについてもしっかりと調査していただいて、監修料が本当は一括して来て、個人に分けた形で税務処理をしているけれども、結局、金はそこに残っていると、こういう状況じゃないかというふう思うわけですが、そのプールのことについても、大臣、是非しっかりと調査をしていただいて、やはり基本的にそういうプールという形自体おかしいと。もちろん事務的な、帰宅の場合の交通費というのは当然あり得ることですから、それは予算が厳しいということになるんでしょうけれども、やはり本体の、本道の方で追求すべきであって、そういう横道、抜け道から結局おかしな方向に行ってしまうというふうになると思いますので、その点について、やはりプールという制度自体やはりこの際一掃すべきだと思うんですけれども、大臣、いかがでしょう。

○国務大臣（坂口力君） 原因究明ということが大事でございまして、その原因の中には今御指摘いただきましたような組織的なプールという問題もある、含まれるというふうに思いますから、そうした組織的なプールのことも含めて調査を行いたいと思っております。

○辻泰弘君 是非この点しっかりと調査をしていただいて、はっきり言いまして、いろいろ問題が多過ぎて対応できないんじゃないかと思うほどでございますけれども、極めて大事なポイントだと思いますので、是非お取組をお願い申し上げたい。

それで、時間わずかでございますけれども、あと予算編成絡みのことでちょっとお聞き

しておきたいと思います。

概算要求をされるということで、二千二百億今後カットしていかにかい、八千六億までは認められるというふうな、そういう形になっているわけですが、その中で、かねてより年金改革の論議の中で出ておりましたいわゆる年金事業の事務費に係る国の負担の特例、すなわち社会保険庁長官の交際費、香典やら県人会の会費にも保険料が流用されていたと、この部分。あるいは、マッサージ器の購入にも使われていたというその部分にかかわる、つながることですが、これは年末に向けて財務省と調整するということが現状かと思うんですが、そこで私は思うんですけれども、これは大体赤字国債の発行と同じ法律の中に組み込まれているわけです。ですから、ある意味では赤字国債と同じことをやっているんだよということにもなるわけですが、かつてこれと同じようなやり方のとき、例えば自賠責特会から借りたということがございましたけれども、やはり後で返したということであったわけですね。ですから、これはぎりぎりやっていって、私はこんなことはもうやるべきじゃないと思っておりますけれども、しかしどうしても財務省の調整でやらざるを得なくなったときにはやはり返せということをやほり言うべきだと思うんですけれども、大臣、いかがでしょう。

○国務大臣（坂口力君） 先般も財務大臣と第一回目の来年度予算につきましての話をいたしましたときに、今御指摘をいただきました年金事務費に関しますことにつきまして、年末に向けてこれは話を進めていきたい、とりわけ年金問題につきましては委員会におきましても多くの皆さん方から御指摘を受けたことでもありますから、少なくとも来年からは一般財源からお出しをいただくような方向に戻してもらいたいということを申入れをしたところでございます。そして、これから十二月に向けて話を進めていきたいというふうに思っておりますが、ここは皆さん方からの強い御指摘もございましたし、私たちも早くそうしてほしいというふうに思っていた次第でございます。

十六年度につきましては、是非十六年度からしてほしいということを昨年も申し上げたわけですが、それができませんでした。しかし、来年度はそういうふうになるように努力をしたいというふうに思っております。

○辻泰弘君 大臣のお立場としてはそれ以上言えないかもしれませんが、本来の姿でありませんけれども、どうしてもとなったら、それは当分貸しておくんだという形でやるということも含めて、やはり年金の保険料の他の目的への流用ということはやはり遮断すべきだと思いますので、そのお考えで取り組んでいただきたいということを申し上げておきたいと思ひます。

それから、大臣が今まで三年以上やっらっしゃるわけですが、その過程で私が拝見させていただいて、一つ大きな懸案として残っていることは無年金障害者の問題だったと思うわけですが。

私も何度も質問をさせていただいて、大変熱意を込めてお取り組みいただいたことには敬意を表しておりますけれども、財政上厳しいときではあるけれども、厳しいときであれ

ばこそやはり分かち合う精神が必要であると、このようなことまでおっしゃっていただいで取り組んでいただいたわけです。坂口試案も出していただいたのは二年前でございました。

そういった意味で、今概算要求にもかかっているわけでございますし、前国会の最終局面で議員立法をしようと思いがらできなかつたということがあったわけですが、やはり大臣の今までのお取り組みも踏まえ、思いも込めていただいてこの点についての予算化というのをしっかりと確保していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣（坂口力君） 来年の社会保障の予算の問題を議論をいたしましたときに、財務大臣との間で話をいたしましたときに、先ほど述べました年金に対する一般財源への戻す話と、そして無年金障害者の話と二つを取り上げさせていただきました。これは、とりわけ無年金障害者の問題は新しい問題であって、新しく財源を必要といたします。これはそんなに大きな額ではありませんけれども、新しい財源を必要とします。是非、次の国会に法案を出させていただけますので、お願いをいたしますということを申し上げてまいります。

前国会におきまして皆さんの方からも法案を出していただいておりますし、与党の方からも法案を出していただいております。次の国会で議論をしていただいで、より良い案がそこで作り上げることができればというふうに思っている次第でございますし、それに対する財源につきましては既に財務省にお願いをしているところでございます。

○辻泰弘君 今のは政府提出で出されるという意味合いでしょうか。

○国務大臣（坂口力君） 前国会で出しまして今継続審議になっておりますいわゆる与党からの議員立法として出していただきましたものと、皆さん方の方から出していただきましたのと、両方が残っているということでございます。

○辻泰弘君 あと、生活保護の問題が来年にまたかかってくるんじゃないかということで今日の新聞に出ているわけです。

この問題、厚生省がむしろ何か積極的でないように取られているんですけれども、大臣の答弁を見ますと、地方が必要とする財源の確保が大前提だと、こういうふうにおっしゃっているんです。しかし、そうであれば、やはりその部分をしっかりと、大前提であるということをもっと強く言って、その上での地方への負担の、補助率の引下げということではなければおかしいと思うんですね。

やはり、憲法の二十五条にも規定されている問題でありますから、その分は厚生労働省の責任としてやはりしっかりと貫徹していただきたい。一言お願いします。

○国務大臣（坂口力君） 生活保護の問題は昨年も実は出た話でございますが、しかし今年にもう一度議論をし直すということに昨年なったわけでございます。

この生活保護の問題は、御指摘いただきますように、どうしても財源が必要でございますし、ここは地方でその財源を作り出すということは困難なところでございますから、財源問題というものをしっかりと押さえていきたいというふうに思いますし、総務省ともそのような話をしているところでございます。

○辻泰弘君 聞くところによりますと、内閣改造が近いというふうに聞いておるわけでございますが、ひょっとしますとまた替わられるということもあるかもしれませんが、三年前からいろいろと御質問をさせていただきましたが、最後の質問になる可能性がございますけれども、厚生行政のあるべき姿、厚生労働行政のあるべき姿、今厚生労働省の行政に欠けているもの、このことについての思い、一言教えて、お伝えいただければと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○国務大臣（坂口力君） 長い間お世話になりましたと言うのは少し早過ぎるかもしれませんが、心の中ではそういう思いもするわけでございまして、辻議員始め皆さん方にはいろいろの御質問をちょうだいしましたし、御質問をいただいて、なるほどそういう立場があるかということをも感じて、自分の考え方を直した点もございました。

今、厚生労働省がいろいろの問題問われております。政策的な問題におきましてはトータルで一体どうなのか。国民の皆さん方に御負担を求めています。国民の皆さん方がお出しをいただきます財布は一つでございますから、政府としてもそれに対応した形で物事を考えていかなければならない。厚生労働省の中で縦割りで年金は年金、医療は医療、介護は介護、生活保護は生活保護といったような形で取り上げていってはいけない、全体としてやはり見ていかなければならないのではないかというふうに思っております。

この三年半の間、かなり私もことわりを言い続けてまいりましたので、ことわりは言わなくてもいい厚生労働省に一日も早くなつてほしい、心からそう思っている次第でございます。

○辻泰弘君 以上で終わります。